

第12次福岡県職業能力開発計画(案) 概要

計画の位置づけ・計画期間

- 職業能力開発促進法第7条に定める「都道府県職業能力開発計画」
- 国の職業能力開発基本計画との整合性を図りながら、県内における職業能力開発に関する基本的な方向性を示すもの

【計画期間】 令和9年度～13年度(5年間)

現状と課題

＜現状＞

- 生産年齢人口の減少と潜在的労働力(54万人)の存在
- 職業間の需給ミスマッチの存在
- 転職希望者(全国)は1,000万人超と過去最多水準
- 学卒者の3年以内の高い離職率
- 女性のM字カーブの緩和と正規雇用比率のL字型傾向
- 高齢者の有業率は大幅に上昇
- 外国人労働者数は8万人超で過去最多
- デジタル技術活用における「指導人材・先導人材」の不足
- 企業の人材育成の重点は「正社員」が中心
- 熟練技能者の引退と若者のものづくり離れ

＜課題＞

- ◇ DXを推進する専門人材とデジタルリテラシーの底上げ
- ◇ 産業政策と一体となった成長産業等をけん引する戦略的人材育成
- ◇ 人手不足分野、若者のものづくり離れに対する魅力ある訓練提供
- ◇ リスキリング支援による生産性向上と労働者の主体的な能力開発
- ◇ 企業と若年層のミスマッチ防止と定着支援
- ◇ 女性・高齢者等、多様な人材の活躍に向けた訓練環境の整備
- ◇ 企業ニーズに即した訓練メニューの柔軟な見直し
- ◇ 情報発信の強化による若年層への魅力伝達と技専校の認知度向上
- ◇ 熟練技能の継承と後継者の育成
- ◇ 技能に対する社会的評価の向上

＜目指す姿＞

労働力人口が減少する中、多様な人材の活躍による「労働力の最大化」と、個々の能力を高める「労働の質の向上」を推進することで、人材の育成と産業の活性化を図り、本県の経済成長につなげる。

- ・ 多様な人材の活躍による労働力の最大化
若者、女性、高齢者、障がいのある方、外国人など、働く意欲のある誰もが活躍できる環境を整え、産業や県民生活を支える人材を確保する。
- ・ 人材育成による労働の質の向上
一人ひとりの能力を最大限に引き出すことで、労働者の自己実現や処遇向上を図るとともに、労働生産性の向上につなげる。

基本的施策

1 産業界や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

- DX人材の育成の強化
- 成長産業分野や新たな産業として期待できる分野等の人材育成
- 人材不足分野の人材育成の強化
- ものづくり分野の人材育成
- 職業訓練を通じた企業支援
- キャリア形成、リスキリング支援
- 学校教育におけるキャリア教育の推進

3 高等技術専門校及び障害者職業能力開発校における職業能力開発の充実・強化

- 新たな技術や多様なニーズに対応した訓練の実施
- 訓練指導体制等の充実
- 情報発信の強化

2 誰もが活躍できる社会の実現に向けた職業能力開発の推進

- 若年者に対する支援
- 中高年齢者や高齢者に対する支援
- 女性に対する支援
- 障がいのある人に対する支援
- 非正規雇用労働者に対する支援
- 外国人に対する支援
- 就労に特別な支援を要する人への支援

4 次世代への技能の継承と技能の振興

- 技能の魅力発信や次世代への技能の継承
- 技能労働者の社会的評価の向上の促進

成果指標(案)

・ 就業率(15～69歳)	現状(74.1%)を上回る	・ 委託訓練(障がい者)の就職率	60% (毎年度)
・ 高等技術専門校の就職率	91% (毎年度)	・ デジタル人材育成数 (デジタル技術系訓練の修了者数)	1,500人 (R9～13累計)
・ 委託訓練の就職率	81% (毎年度)	・ 在職者訓練・認定訓練の修了者数	32,000人 (R9～13累計)
・ 福岡障害者職業能力開発校の就職率	88% (毎年度)	・ 技能検定の受検申請者数	4,500人 (毎年度)